

2009年5月30日

経済産業省取引信用課 パブリックコメント担当 御中

### 割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

この度の割賦販売法の改正については画期的改正と評価しておりますが、その内容は政省令に委ねられている部分もあり、審議の推移を見守ってまいりました。

今回、施行規則の改正（案）が出されたことにつき、大変詳細に規定され、消費者の利益の確保がなされた感がありますが、下記のように意見を申し述べさせていただきます。

#### 記

##### 1、支払可能見込額の調査記録の保存について（規則第74条第2項）

調査記録の保存義務について個別クレジットの場合は「最終返済日」までとなっておりますが、支払を完了した後からも、契約の問題、与信判断の当否が問題となる事例も多い実情に鑑み、少なくとも「最終返済日から3年または契約締結日から5年のいずれか遅い日」までの保存期間とすることが望ましいと考えます。

理由：訪問販売等で次々販売の過量販売解除となる契約等の場合、以前の契約の支払いが完了した後に、2つ目、3つ目の契約締結で問題が顕在化するケースが多いことから、最終返済日までの調査記録保持期間ではあまりにも短すぎると判断します。

##### 2、個別クレジット契約締結時の調査について

個別クレジット契約の調査において「商品・役務の内容等の契約内容等に関する事項」の調査方法について

「消費者の購入判断に影響を及ぼすようなものに関する販売業者の虚偽説明等による申込者等の誤認の有無」（第76条11項5号）とありますが、加えて、「申込者の支払い負担を不要とする旨の虚偽説明」を明記していただきたく要望します。

理由：クレジット契約に際して、古くて新しい問題に「名義貸し」があります。被害者である消費者も、巧妙なセールストークにより、あるいは知人等の関係により悪質商法に負担している意味も不明のまま、名義を貸すケースが後を絶たない現状を考えると、あらためて、明示的に「支払い負担不要の虚偽説明」を明記するべきと考えます。

### 3、苦情発生時の調査について

契約締結時の個別クレジット契約の調査（第75条2号イ）において、不実告知等で購入者に誤認があることを知った時は加盟店調査を実施することを明記するべきと考えます。

理由：購入者に誤認があることが判明した場合、その契約の与信が禁止となりますが、それだけにとどまらず、加盟店調査を実施し、被害の拡大防止に努めることが肝要と思います。

### 4、個別クレジット事業者の交付書面の記載事項について

個別クレジット事業者が交付すべき契約書面の記載事項として、個別クレジット事業者の「名称並びに住所又は電話番号」となっておりますが、「名称並びに住所及び電話番号」とするべきです。

理由：個別クレジット契約のクーリング・オフ通知書の発信については、個別クレジット事業者の住所は不可欠であります。

クーリング・オフ通知は個別クレジット事業者に発信すれば、個別クレジット事業者は販売事業者にその旨通知しなければならない、ともなっている重要な問題です。

また、個別クレジット事業者は直接消費者と対面する機会がないことを考えると個別クレジット事業者の適切な情報が少しでも多くあってほしいものです。

氏名、住所、電話番号は必要最低限のものと判断します。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会 世話人 花井淳子・佐藤寿美

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015